

高知県の労働相談窓口

高知県労働委員会

職場の悩み、
相談しよう。
そうしよう!

みんなが
いきいきと
働くために



秘密厳守

労働者相談例 ▶ パワハラ、賃金未払、賃下げ、サービス残業、解雇

相談無料

使用者相談例 ▶ 就業規則の変更、配置転換・出向の拒否

相談受付 月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15

直接来所して... **高知県労働委員会事務局**

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4階

お電話で... **088-821-4645**

ファクシミリで... **FAX 088-821-4589**

E-mailで... **240101@ken.pref.kochi.lg.jp**

メール送信フォームでもOK

<https://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html>



URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/240101/>

高知県労働委員会

検索

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場をそれぞれ代表する公益委員(弁護士など)・労働者委員(労働組合役員など)・使用者委員(会社経営者など)で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な行政機関です。

労働相談

無料・秘密厳守



労働委員会事務局職員がお話をお聞きしながら、

- 問題点の整理
- 法令、判例などの情報提供など、問題解決のお手伝いをします。

※使用者は、労働者が労働相談やあっせんの申請をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

あっせん

無料・秘密厳守

相談者が希望し、相手方が応じる場合は、労働委員会のあっせん員が労働者と使用者双方の言い分を聞いて問題点を整理し、助言等を行います。

あっせんの流れ(例)

簡易な手続で迅速に解決を図ります。

1~2週間

① あっせん申請書受理



労働者・使用者いずれからでも申請できます。

② あっせん員の指名



労働委員会の委員3名(公益・労働者・使用者の代表各1名)があっせん員となります

③ 相手方への調査



事務局職員が相手方に事情をお聞きするとともに、あっせんに参加するかどうかを確認します

参加

あっせん期日の
日程調整

④ あっせん実施



あっせん員が個別にお話をお聞きし、解決に向けて援助します。
お互いに顔を合わせることはありません。

合意不成立

合意

合意書作成・交付



不参加

あっせんは
打切り
となります

1~2か月

※新型コロナウイルス感染予防対策を行って、労働相談やあっせんを実施しています。